

1 4 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応について

（内閣官房、農林水産省）

【内容】

- (1) TPP協定に我が国の主張を反映させるため、ルールづくりにおいて主導的な役割を果たすこと。
- (2) 関税の撤廃により、海外の安価な農林水産物の輸入が増加し、農林水産業に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、TPP交渉においては、米、小麦、畜産物など特に影響が大きいとみられる品目を関税撤廃の例外とすること。
- (3) TPPを含めた諸情勢に的確に対応し、将来にわたる農林水産業の振興に向け、地域の実情に応じた施策を推進するための十分な予算を措置すること。

（背景）

- 貿易立国の我が国が国際経済の中で成長していくためには、世界の成長センターであるアジア太平洋地域の活力を取り込んでいくことが必要である。中でも、輸出中心の経済活動によって日本経済を牽引してきた本県経済にとって、アジア太平洋地域の自由貿易圏づくりに大きなインパクトを持つ、TPPに参加することは必須である。
- 関係国との交渉では、我が国の主張を堂々と述べ、国益に適うルールづくりに全力を挙げることが求められる。
- 一方、我が国農産物の輸入関税が比較的高い米、小麦、畜産物等の品目については、TPP交渉による関税の撤廃の影響を強く受けることが懸念される。
- 平成25年3月15日、TPPの影響について政府統一試算が公表され、関税撤廃のみを対象とし、関税が即時に撤廃され、追加対策を行わない場合、農林水産物生産額が約3兆円減少すると見込まれた。
- TPPによる農林水産業への影響への的確に対応するためには、「農林水産業地域の活力創造プラン」（平成26年6月改訂）や「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月策定）などの国の統一的な方針の下で、地域の農林水産業の実情に応じた施策の推進や現場の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。

(参 考)

◇ TPPの基本的な考え方

1 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）に向けた道筋の中で実際に交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

2 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス（物品の関税の撤廃・削減）やサービス貿易のみではなく、非関税分野（投資、競争、知的財産、政府調達等）のルールづくりのほか、新しい分野（環境、労働、分野横断的事項等）を含む包括的協定として交渉されている。

[TPP交渉で扱われる分野]

- ①物品市場アクセス ②原産地原則 ③貿易円滑化 ④SPS（衛生植物検疫）⑤TBT（貿易の技術的障害）⑥貿易救済（セーフガード等）⑦政府調達 ⑧知的財産 ⑨競争政策 ⑩越境サービス ⑪一時的入国 ⑫金融サービス ⑬電気通信 ⑭電子商取引 ⑮投資 ⑯環境 ⑰労働 ⑱制度的事項 ⑲紛争解決 ⑳協力 ㉑分野横断的事項

◇ 我が国の主要品目の関税率（従価税換算）

米 (精米)	小麦	牛乳乳製品		牛肉	豚肉 (393円/kg超)	鶏肉 (骨なし)	鶏卵 (殻付)
		バター	脱脂粉乳				
778%	252%	360%	218%	38.5%	4.3%	11.9%	17%

◇ 本県における米、麦、畜産物の産出額（平成25年）

項目		農業						
		産出額	米	麦類	肉用牛	乳用牛	豚	鶏
全国	金額 (億円)	84,668	17,807	410	5,189	7,780	5,746	7,842
	構成比 (%)	100	21.0	0.5	6.1	9.2	6.8	9.3
愛知 県	金額 (億円)	3,084	310	7	89	220	228	242
	全国順位	7	20	7	19	7	10	12
	構成比 (%)	100	10.1	0.2	2.9	7.1	7.4	7.8